紀南環境広域施設組合職員の定年等に関する規則

制定　令和５年４月１日　規則第３号

（趣旨）

第１条　この規則は、紀南環境広域施設組合職員の定年等に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第13号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、職員の定年の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定年に達している者の任用）

第２条　職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の６第４項に規定する職員を除く。）の採用は、再任用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号。以下「令和３年改正法」という。）附則第９条第２項に規定する暫定再任用職員として採用することをいう。次項において同じ。）の場合を除き、採用しようとする者が当該採用に係る職について定められた定年に達しているときには、行うことができない。ただし、かつて職員として任用されていた者のうち、引き続き特別職に属する職、他の地方公共団体に属する地方公務員の職、国家公務員の職に就き、引き続きこれらの職に就いている者の、その者が当該採用に係る職を占めているものとした場合に定年退職（条例第２条の規定により退職することをいう。以下同じ。）をすることとなる日以前における採用については、この限りでない。

２　職員の他の職への異動（法第28条の６第４項に規定する職員となる異動を除く。）は、その者が当該異動後の職を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日後には、行うことができない。ただし、条例第４条第１項の規定により引き続いて勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）において、勤務延長に係る職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする職に異動する場合その他特別の事情による場合の異動及び再任用としての異動については、この限りでない。

（勤務延長）

第３条　条例第４条に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

第４条　任命権者は、勤務延長を行う場合、勤務延長の期限を延長する場合及び勤務延長の期限を繰り上げる場合において、職員が任命権者を異にする職に併任されているときは、当該併任に係る職の任命権者にその旨を通知しなければならない。

（定年前再任用の原則）

第５条　条例第12条の規定による採用（以下「定年前再任用」という。）を行うに当たっては、法第13条に定める平等取扱いの原則及び法第15条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。

２　条例第12条に規定する年齢60年以上退職者が法第52条第１項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

（その他）

第６条　この規則に定めるもののほか、職員の定年等の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（情報の提供及び勤務の意思の確認における手続等）

第２条　定年及び定年退職をすることとなる日の職員への周知その他令和３年改正法附則第２条第３項に定めるところにより、改正後の法附則第23項に規定する情報の提供及び勤務の意思の確認に関する手続及びこの規則の円滑な実施のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

２　前項に規定する情報の提供は、次に掲げる情報（第１号、第３号及び第４号に掲げる情報にあっては、当該職員が年齢60年（条例第７条各号に掲げる職を占める職員にあっては、当該各号に定める年齢。以下「年齢60年等」という。）に達した日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容に関する情報に限る。）とする。

⑴　法第28条の２から第28条の５までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限並びにこれらの特例に関する情報

⑵　定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する情報

⑶　年齢60年等に達した日後における最初の４月１日における当該職員の給料月額及び給与に関する情報（前号に規定する定年前再任用短時間勤務職員に任用された場合も含む。）

⑷　当該職員が年齢60年等に達した日以後における最初の３月31日に退職した場合の退職手当の額及び定年により退職をしたものと仮定した場合における退職手当の額（これらのいずれも非違によることなく退職をした場合に限る。）に関する情報

⑸　前各号に掲げるもののほか、勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める勤務条件その他任用に関する情報

３　任命権者は、第１項の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、次に掲げる事項に関する意思を確認するものとする。

⑴　引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思

⑵　年齢60年等に達する日以後の退職の意思

⑶　定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向

⑷　前３号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項に関する意思

４　前項に規定する職員の勤務の意思については、当該職員における特定日（年齢60年等に達した日以後における最初の４月１日）までの間において、任命権者が指定する日まで当該職員の実情において意思の変更を申し出ることができるものとする。

（勤務延長に関する準用）

第３条　条例第４条第２項の規定による期限の延長に関するこの規則の規定は、地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和５年紀南環境広域施設組合条例第25号。以下「令和５年改正条例」という。）附則第２条第１項の規定による期限の延長について準用する。

（令和５年改正条例附則第２条第２項の規則で定める職及び職員）

第４条　令和５年改正条例附則第２条第２項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（同項に規定する新条例定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和５年３月31日である場合には、令和５年改正条例による改正前の紀南環境広域施設組合職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第３条に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が条例第３条本文に規定する定年である職に限る。）とする。

⑴　基準日以後に新たに設置された職

⑵　基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

２　令和５年改正条例附則第２条第２項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日

に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年　（同日が令和５年３月31日である場合には、旧条例第３条に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。

（令和５年改正条例附則第８条の規則で定める短時間勤務の職並びに規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員）

第５条　令和５年改正条例附則第８条の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢（令和５年改正条例による改正後の紀南環境広域施設組合職員の定年等に関する条例第12条に規定する短時間勤務の職（以下この条において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における同条例第３条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る定年相当年齢が同条例第３条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

⑴　基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

⑵　基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

２　令和５年改正条例附則第10条の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

３　令和５年改正条例附則第10条の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第１項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。